

部落ぐるみ生産組織の

構造と展開 (下)

——佐賀平野下六丁機械

利用組合について——

相 川 良 彦

五 組合の矛盾と再編過程

(一) 問題の所在

部落ぐるみ生産組織である当組合は、その目標と再生産方式を小農的ないし部落的原理によって基本的に規定されている。すなわち、生産—分配の経済単位は私的土地所有を基盤とする個別経営にある。その前提の上に施設・農機具の共同所有を軸とした共同作業を編成することで、投資過剰を抑え省力的な高生産性農業を営もうとするのである。組合員経営耕地の收穫物は個別経営に帰属し、組合はただ実費を徴収するのみである。そして組合は農機具更新（再生産）を、作業受託、経営受託、

麦作直営という三種の事業を営むことで図ろうとする。組合員は余計に出役してそれら事業を営み、その収益を農機具更新費にあてることで、現金を出さずに再生産を成し遂げるわけである。

ところで、その際の収益形成の最大要因は、共同作業を組合員の手間替えとして行い、また共同作業以外の労働を低い労賃単価で清算するという組合の労働調達および会計方式である。これらは個別経営を前提として成立する公平原則や相互扶助精神とか、なるべく現金支出は避けたいという非商品経済的小農心理等によると思われる。だが、この労働調達および会計方式だと、組合へ出役を多くする者ほど、それだけ一層その労賃部分の一部を農機具更新資金として組合に吸収されることになる⁽³³⁾。労賃評価をめぐる地代と労賃との対抗、いわゆる分配問題が組合運営の基底に横たわる問題点となるのである。

組合の労働力は、概して経営耕地反別割による組合員の出役に負っている。また、組合には命令組織系統は存在するが、作業実行にあたってそれを強制する権限はない。役割分担はあるが、任務遂行を動機づける（技能・管理労働の適正評価等）体制はない。当組合の省力化が、農機具の高度化の割には進まなかったのは、この部落ぐるみという組織上の限界にもとづくのである。

さて、組合の運営をめぐる矛盾は、組合の骨格的作業を担う若い農業専従あとつぎ層の不满として、既に七三年頃から顕在化してきた。当初若いあとつぎ層は、ゆくゆくは自分達農業専従者六・七名が部落耕地全部の稲作を担っていこうという規模拡大の夢を組合に託していた。そのために、運営方針を部落ぐるみから中核農家中心の組織へと切り替えることを要求したのである。具体的焦点は受託事業部門を組合から中核農家へ再委託することの可否である(七五年以降は特に経営受託部門)。

それに対して組合役員は、中核農家育成を基本方針の一つに掲げつつも、当面は組合の施設・農機具の整備、運営管理の確立が先決だとする。というのは、経営受託事業を組合から切り離す時、組合の農機具更新は行き詰まる。農業生産力自体は農機具更新をなしうるだけの水準に達していても、当組合独特の再生産方式(農機具更新資金を組合員出役により営む受託事業収入でまかなう)においては、更新が不可能になるからである。

受託事業再委託をめぐるあとつぎ層と組合役員との対抗は、経営耕地階層でいえば、三〇〇〜二〇〇アール層と二〇〇アール未満(特に二〇〇〜一五〇アール層)層との、いわば上層と中下層との対抗である。専兼別では、世帯主・あとつぎ専従農家とそれ以外農家との、年齢別では五〇歳代と三五歳未満層との対抗であった。

だが、この対抗は実際上火花を散らすことも余りないままに潜行する。あとつぎ層が自分達の力では組合変革の望みはないと見限って次第に組合への熱意を失ってゆくからである。出役回避の傾向が、組合の労働編成を困難化する。他方、組合執行部による組合改革も遅々として進まない。そうした閉塞状況の中で従来の生産組織諸機能の変質と崩壊の過程が漸次段階的に起きるのである。具体的には、七三年作業受託事業不拡大の方針、七七年麦作直営事業の個人への分解、②農家の脱退、七八年年齢別、男女別の賃金格差の導入、組合員の個人的経営受託の承認(②が③と⑥へ、②が⑭へ、村外者が⑫へ委託)等であり、それが七九年春の組合再編へと繋がることになる。

七九年春の組合再編の経済的背景には、促成イチゴの拡大と、稲作での資本高度化の進展との間の矛盾の尖鋭化がある。すなわち、促成イチゴは、労働集約的で土地節約的な個別経営完結型の作目で、かつ稲作とならぶ所得をもたらすことにより、自家労働の評価について農業専従者に大きな自信を与える効果をもった。

他方、稲作における農機具装備の高度化は労働生産性の向上をもたらすが、粗収益に占める労働費自体のシェアは逆に低下して、粗収益にしめる地代のシェアは依然大きいままである。ここに労賃と地代との対抗が、個別経営の促成イチゴ部門と組

合の稲作共同作業との労力競合という新たな局面で、專業上層農と中層專業および下層兼業農家との対立という形で噴出する。

一九七八年度に施設の借入金返済期限が終了、稲倒伏による收穫共同作業日数の延伸、翌年導入予定の促成イチゴポット栽培が稲收穫作業との労力競合を一層強めるだろうとの予想等の諸条件が重なり、七九年春に六戸の組合脱退者を出すのである。前年度脱退した②、当初から未加入の①をあわせて八戸のうち、経営耕地の大きい順に部落内上位六戸までがこの脱退者により占められる。彼等のうち四名はそれまで組合理事であり、その内の一戸③は執行部の一員（会計）であった。これまで組合を背負ってたつた上層專業農家のうち、特に経営耕地の大きく、六〇歳以上の世帯主と若い農業専従あつぎのいる專業農家層が離脱した、と言ひ得るであらう。

注(35) 自家労働の賃金評価について、組合の清算労賃の低さと関連して、ある中堅の農業専従あつぎはこう述べている。

兼業農家の主婦や老人のように余った労働力なら、それでも良いだろうが、自分達のように家族を養つていく者にとって、そうした低い労賃で清算されては困るのです。自分達は農外恒常的労働賃金を基準にしてるので、農業臨時雇賃金のような低水準は問題にし

《ノート》 部落ぐるみ生産組織の構造と展開 (下)

ていない。かといつて、自分達が労賃を決める場合、農業臨時雇賃金を全然無視して決められるかというところでもなくて、それを最低限の基準として考慮していることも事実なのだが……。

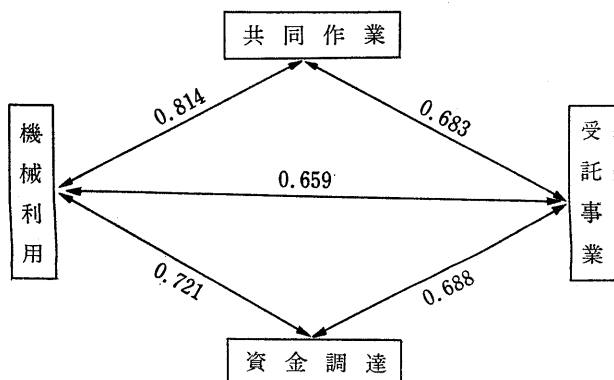
(36) (個別経営において) 複合部門の拡大を方針とし、実態的にも複合部門収入が稲作収入を上まわる今日の段階において、なお稲作が基幹作物であるという信念は、個別農家においても、組合においても揺ぎないもののように見える。例えば、七八年度末總會資料に、組合執行部は次のように書いている。

「米の消費停滞の中で米価の上昇は期待出来ず、食糧を守るだけが一ぱいの現状とあります。今日、国、県、農協等で生産組織を育成されているのも、生産経費節減の為の育成とします。先日組織研修時、元佐大の工藤教授の講義の中で、米を考へない佐賀農業はありえないと断言されました。我々はあくまで米を基幹作物と考へるべきだと思います。」

(二) 組合脱退と個別農家の意見

七九年三月、区長⑥を中心とした組合批判、離脱の動きが表面化した。農家間に組合に対する不満が一挙に噴出する。二、三戸の確実に離脱する農家に果たして何戸の農家が同調するこ

第 17 図 今後の組合運営についての各部面方針間の関係
(ケンドールの順位相関係数による)



注 1. 各部面の順位づけは、機械利用…2，共同作業…3，受託事業…2，資金調達…3と区分し，順位相関係数を算出した。なお，区分の内訳は次の通りである。

(A) 農業機械の共同購入，共同利用について

共同購入・共同利用を拡大ないし現状通り継続を希望するものを…2，共同購入・共同利用をやめ，少数有志によるものと組織変化ないし個別経営に分解を希望するものを…1，と2区分した。

(B) 共同作業について

現状継続を…3，共同作業を縮小し組織形態は現状継続または共同作業をやめ，単なる機械の共同利用組織へ変えるを…2，少数有志による受委託組織ないしは個別経営に分解を…1と3区分した。

(C) 受託事業について

現在の受託形態を維持し，受託面積を拡大あるいは現状程度続けるを…2，現在の受託をやめ，少数有志または個別農家へ任せるを…1，と2区分した。

(D) 農業機械・更新資金の調達について

現行通り，受託収益を充当するを…3，更新時に組合員全員から徴収するを…2，少数有志の共同出資または個別農家ごとに購入を…1，と3区分した。

2. 組合員の態度類型区分は，注1の(A)(B)(C)(D)の得点(1～3)を単純加算し，合計4のものを個別分解型，5～7のものを組織再編型，8～10のものを現状継続型とした。

となるのか。事態は混乱し、流動的であつた。組合は存廢の瀬戸際にたたされた⁽³⁷⁾。

ところで、次に紹介するのはその時点で組合員農家全戸に組合に対する意識アンケート調査を行った結果である。配布三四戸中回収三一戸（調査拒否農家三戸、内訳は、中層の組合脱退農家二戸、商店自営農家一戸）、うち回答の不備等のため四戸を除く残り二七戸の集計結果である⁽³⁸⁾。

まず、第一七図は、組合の各部分（農機具所有形態、共同作業、農機具資金調達方法、受託事業）の今後の運営のあり方について組合員が各々どのように考えているのか、その各部分についての意向間に相関があるか否かを、ケンドール順位相関係数により推論しようとした。それによれば、農機具所有形態と共同作業、農機具所有形態と資金調達とは比較的相関が強いが、それらと受託事業存廢とは相関がやや弱い。つまり、農機具所有形態と共同作業存廢、資金調達の三者は、個々の農家の考え方において論理斉合的である。

例えば、農機具を個別に所有すべきだという意見の者は、共同作業は廢止し、農機具も自己資金で買う方が良い、と考える。農機具を共同で持つべきだという意見の者は、現状通りの共同作業で、現状通りの資金調達方法で農機具を更新するのが良い、と考えるのである。ところが、受託事業についてはそうした論

理斉合性にやや欠ける。その他部分三者において現状継続または再編しつつ組合を存続させようとする者の中に、受託事業については廢止すべきだと考える者がいることの現われである（受託事業の拡大ないし現状継続を希望したのは、総数の三分之一であつた）。

第31表は、今後の運営方針に対する組合員農家の考え方から、彼等を個別分解型、組織再編型、現状継続型、の三類型に区分（区分方法は、第一七図注2による）し、それと属性との関連をみたものである。

まず、カイ二乗検定により類型区分との有意な関連を指摘できる属性は、経営耕地階層である。そこでは、二〇〇アール以上層に個別分解型が多く、一五〇アール未満層に現状継続型が多い。また、専兼・専従男子年齢別、および複合部門の有無・種類別では、若い男子専従のいる農家、促成イチゴ栽培農家に個別分解型が多く、兼業農家、複合部門のない農家に現状継続型が多い。ただし、それらは有意差を検定できる程大きいものではない。

この差を緩やかにしている一因に、次のような事情がある。つまり、組織再編型は、一つに明確な態度を決定しかねてあいまいな解答をした者を含むこと、いま一つに組織再編を望む点では共通するものの、そこに個別分解および現状継続という志

第31表 組合運営志向の類型と諸属性との関連

(1) 経営耕地階層別

	200 アール以上	200～150アール	150 アール未満
個別分解型	6	1	0
組織再編型	2	5	3
現状継続型	2	1	7
$\chi^2=15.26^{**}$			

(2) 専兼・専従男子年齢別¹⁾

	若い男子専従	中高年専従	兼業農家
個別分解型	3	1	3
組織再編型	1	3	6
現状継続型	4	0	6
$\chi^2=5.43$			

(3) 複合部門の有無・種類別²⁾

	促成イチゴ	その他複合	複合部門なし
個別分解型	5	2	0
組織再編型	5	1	4
現状継続型	2	3	5
$\chi^2=6.94$			

(4) 個別経営志向別³⁾

	現状維持	兼業重視	稲作拡大	複合拡大
個別分解型	1	0	1	5
組織再編型	3	1	2	4
現状継続型	7	0	0	2
$\chi^2=9.91$				

注 1. 表側の組合員の態度類型区分は、第17図注2に準じる。

2. 自由度4において、有意水準5% $\chi^2=9.49$, 1% $\chi^2=13.28$ (**印), 自由度6において、有意水準5% $\chi^2=12.59$, 1% $\chi^2=16.81$, である。

3. 1) 「若い男子専従」……35歳未満の男子農業専従者のいる農家, 「兼業農家」……世帯主, あとつぎの少なくとも1人が農外就業している農家, 「中高年専従」……上記2者以外の農家, を指す。

2) 「促成イチゴ」……複合部門に促成イチゴ栽培をする農家, 「その他複合」……酪農, 養豚, または促成ナスビ栽培を営む農家, を指す。

3) 「兼業重視」とは, 農業はあまり変えず, 兼業に力を入れないを内容としている。兼業に力を入れて, 農業は縮小あるいは農業を縮小と答えた者はいなかった。なお, ㉔は病により現在委託中のため, この集計からだけは除外した。

向の異なる二類型の農家が混在していること、によって層としての特徴がない。それが全体として類型間の差を緩やかにしているのである。なお、個別農家の農業経営志向についても、個別分解型に複合部門拡大、現状継続型に現状維持が多いが、それが有意な差とならないのは、同様の事情によるのである。

次に、第一八図は、組合の長所・短所についての組合員意識を一对比較法により相対的に位置づけたものである。

まず、長所についてである。第一に、全体を通じて「農機具代節約」が飛びぬけて高い。ついで、「労力不足解消」「女・老人の重労働からの解放」という農業労働力の弱体化対策としての組合の有用性を示す諸項目が掲げられる。反対に、「余労力を兼業へ振り向け」「稲収量の平準化・増加」は、位置づけが最も低い。つまり、組合は過剰投資の抑制や労力不足対策として高く評価される反面、兼業化進展や土地生産力の上昇といった農業構造の基調的変化へ影響を及ぼしたとは余り考えられていないのである。

第二に、第32表により、長所についての運営志向類型別の意識のされ方の大まかな相違をみておこう。

個別分解型においては、「良い点なし」が第一位を占め、組合に対する評価の厳しさを物語っている。第三位に「上位等米増加」、第五位に「稲収量の平準化・増加」が入ってくるのは、

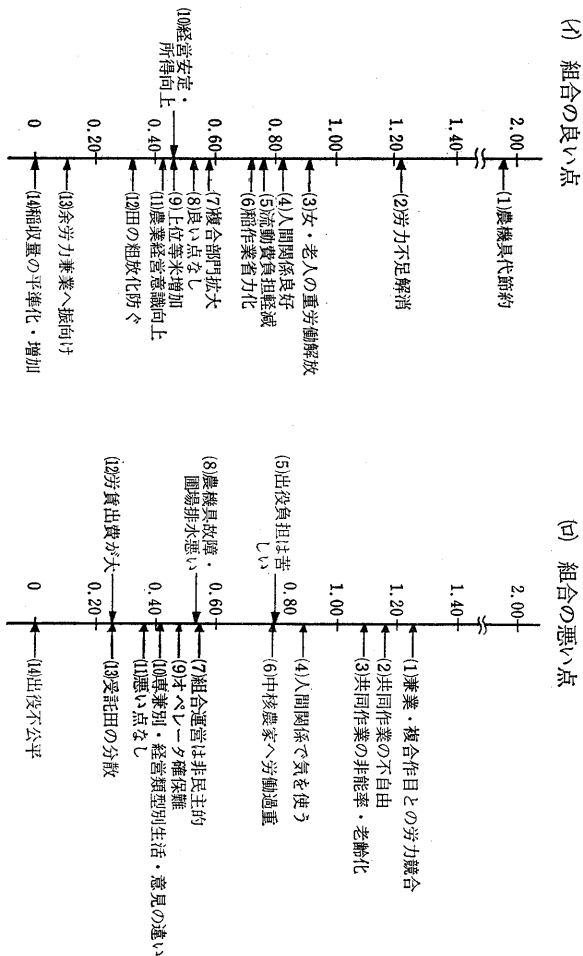
個別分解型に多い上層専業農家の、自分達の技術によって組合全体のそれら水準を引き上げたという自負心の現われ、と言えよう。第四位の「農業経営意識向上」は、組合への参加が、個別経営においてはあいまいに済まされがちな経営意識を喚起させたことを示すが、同時に組合の反面教師的役割を暗示する解答でもあるうか。

組織再編型は、概して全体と同一の傾向にあるが、ただ「人間関係良好」が第三位と高く評価づけられる特徴をもつ。現状を必ずしも是としていないこの類型農家層において、組合存続に執着させている一因に、このような非経済的項目への重視があることは、興味深いところである。

現状継続型においても、概して全体と同一傾向にあるが、やや特徴的なうごきは第四、五位に「流動費負担軽減」「経営安定・所得向上」が入ってくることである。この類型農家層にとって、組合は過剰投資防止、労力不足対策だけではなく、生産費を低下させ、農業所得を向上せしめる実益あるものとして意識されているわけである。

次に、短所についてである（前出第一八図）。第一に全体を通じて「長所の農機具代節約」に匹敵するような飛びぬけた項目は見当たらない。第一位は「兼業・複合作目との労力競合」（ただし、内訳では、複合作目との労力競合が中心）である。第

第18図 組合の良し悪しについての項目別の意識のされ方（一対比較法による）



注・一対比較法とは、各項目を対にしてその大小判断の比率を調査し、それが、正規分布、分散等しい、という仮定の下に正規分布のZ値に変換し、各項目の一次元での大小比較をする手法である。ただし、本調査の場合、順位判断による、しかも14項目中上位第1位から3位までを選ばせるという変法を用いた。なお、良い点、悪い点いずれについても、最低位項目のZ値を0と置き、それと他項目との距離を図示した。一対比較法については、J・P・ギルフォード著、秋重義治監訳『精神測定法』（培風館、1959年）第7、8章参照。

第32表 運営志向類型別の長所・短所の意識のされ方

(1) 組合の良い点

	個別分解型	組織再編型	現状継続型	全 体
第1位 {項目名 件 数	良い点なし 15.4	農機具代節約 22.3	農機具代節約 21.6	農機具代節約 18.8
第2位 {項目名 件 数	農機具代節約 8.7	労力不足解消 11.9	労力不足解消 13.5	労力不足解消 9.7
第3位 {項目名 件 数	上位等米増加 8.5	人間関係良好 10.8	女・老人の重労働解放 8.1	人間関係良好 6.3
第4位 {項目名 件 数	農業経営意識向上 4.8	稲作業省力化 9.5	流動費負担軽減 8.1	女・老人の重労働解放 5.3
第5位 {項目名 件 数	稲収量の平準化・増加 4.8	女・老人の重労働解放 5.4	経営安定・所得向上 5.4	流動費負担軽減 5.3

(2) 組合の悪い点

第1位 {項目名 件 数	共同不自由 8.8	共同不自由 13.5	共同作業非能率・老化 13.5	兼複労力競合 9.3
第2位 {項目名 件 数	氣を使う 8.4	兼複労力競合 10.8	兼複労力競合 8.1	共同不自由 8.3
第3位 {項目名 件 数	兼複労力競合 6.1	中核農家労働過重 10.8	出役負担は苦しい 5.4	共同作業非能率・老化 8.3
第4位 {項目名 件 数	労賃出費大 4.0	出役負担は苦しい 5.4	氣を使う 5.4	氣を使う 7.1
第5位 {項目名 件 数	オペレータ確保難 3.6	共同作業非能率・老化 5.4	オペレータ確保難 5.4	中核農家労働過重 7.0

注. 件数は、便宜上第1～3位ともすべて同ウェイトで、その件数を数えた。例えば、同順位に2項目併記されているものは各1/2のウェイトづけをした。そして、各類型別の件数には、全体数(27戸)/その類型数を掛け、総数27戸の場合の想定件数を記入した。その件数が本表で同数の場合は、順位の良い件数の多い方を上位にした。このような便宜上の数え方をしたのは、一対比較法の場合サンプル数が少ないと偶然に左右され、ふれ度合が大きくなるためである。

二、三位は「共同作業の不自由」「共同作業の非能率・老齢化」、第五、六位は「出役負担は苦しい」「中核農家へ労働過重」となっている。いずれも労働にかかわる項目だが、前二者が共同作業自体を問題にするのに対し、後二者は共同作業が個別農家をいかに圧迫するかを問題にしている、という違いがある。

また、「人間関係で気を使う」が第四位となつて、長所における「人間関係良好」と同順位なのは、組合員農家にとつて人間関係が良くも悪くも相当の重みをもつことの証左であらう。

なお、短所として最も順位が低かつたのは「出役不公平」である。これは、組合の標榜する出役原則自体にはさして異論のないことと、その原則と現実の乖離から生じた実態上の出役不公平を責めることは、同じ仲間うちへの批難・中傷ともなりかねないので手控えられたせいもあるのではないかと思われる。

第二に、同じく第32表により短所についての運営志向類型別の意識のされ方の大まかな相違をみておこう。

個別分解型においては、「共同作業の不自由」「人間関係で気を使う」が第一、二位を占め、いわば精神的苦痛が前面に出ているところに特徴がある。また「労賃出費大」が第四位に入っているのは、経営耕地の大きさに割に家族労働力の少ない農家がいるためで、この層が単に農業労働力の潤沢な専業農家だけで構成されているのではないことを示している。

組織再編型においては、第三、四位に「中核農家へ労働過重」「農業労働力の少ない農家にとつて」出役負担は苦しい」が入ってくる。前者は、主として中核農家自体から、後者は農業労働力の弱体化した農家から出された意見であり、この類型農家層に両者が混在していることの一つの現われである。

現状継続型において、第一、二位は「共同作業非能率・老齢化」「兼業・複合作目との労力競合」である。自家の個別経営にとつて組合を利益と感じているこの類型農家層において、組合の当面最大の課題は、共同作業の能率を高め、複合作目との労力競合を緩和することだ、といわば客観的に考えられた結果であらう。

次に、組合に対する批判論拠を聞き取り調査にもとづきよりたちいつて列挙しよう。

(A) 促成イチゴと稲作業の、特に収穫時の労力競合。これは、七九年三月時点における組合と個別経営との最大の利害対立問題であった。そして、その背後には農機具の高度化ほどには進まぬ組合稲作業省力化に対する批判が存在する。(イ)①が三日で済ませる収穫を組合ではどうして四〇〜五〇日もかかるのか。(ロ)以前個別経営ではコンバイン二条刈りで一〇日位で済ませたものだったが、現在の組合のそれは日数がかかりすぎる。(ハ)今のように組合作業がかかつては自分のような中位農家はとても

生活が成り立たない、大きい農家ならそれでもやれようが、自分達はなるべく早く切り上げ稼がねばならないのですから、等の言い方である。農業専業で促成イチゴ栽培農家から出される意見である。

(B) 組合の再生産方式についての不満。(イ)受託作業は、自分達専業農家の労働でまかっているのに、その労働は低賃で清算され、残余収益は機械更新費として組合に積み立てられてしまう。それでは少数の専業農家が、多数の兼業農家のために労働奉仕している結果にならないか。受託作業に使った農機具は組合所有だから仕方がないといった議論もあるが、それもとをたせば自分達の労働で買ったはずのものだから。(ロ)執行部は以前は専業農家寄りだったが、最近では兼業農家中心の考え方に変わってしまったようだ。(ハ)執行部は長い目でみた相互に説くが、自分達の下世代にはもう農業専従する者がいないではないか。自分達(あとつぎ層)が老齢化した時誰が一体面倒をみてくれるというのか。(ニ)兼業農家のあとつぎは組合出役を免除されて農外で高い賃金をもらう。自分達農業専従あとつぎにとつて、複合部門は彼等の農外職業と同様のものだ。その自分達だけが組合へ出役せねばならないという法はない、等の言い方である。主として農業専従あとつぎ層から出る意見である。

《ノート》 部落ぐるみ生産組織の構造と展開 (下)

(C) 組合員農家同志で抱く不公平意識。(イ)自分達のような夫婦二人が働き手の農家は、ともに共同作業に出ざるを得ないが、老人のいるような農家は、老人を出役させ息子達は稼いでいて不公平だ。(ロ)個別経営なら時間に融通性があるので自家労働力だけで充分やれたものなのに、共同作業となるとそうもいかず、出役不足金を徴収される有様で、なんとも納得がいかない。また、組合は老若での労賃格差をつけたが、それに対しては、(ハ)未だ少なすぎるという若者側と(ニ)技能に劣ることはない、心外だという高齢者側の、双方から不満があった。

(D) 共同作業の非効率、および退屈さ、気苦労等の不満。(イ)共同作業では、自由がなく、ひまひまを活かして作業できない。また、早く終わりたいため無理な作業をするので、農機具の故障も多くなる。それに、機械と補助労働者との連係を図るのもなかなか難しいものだ。(ロ)個別経営でなら夕方定刻をすぎても、半端な作業が残っていれば、それを済ませて帰宅するものだが、共同作業の場合だと、中途で放り出したまま帰ることになる。そうした具合で、いい加減ことが行われがちだ。

次に、共同作業の退屈さ、気苦労については、全階層から出されている。(ハ)共同作業では同一仕事を単調に続けるので、胃がおかしくなる。(ニ)自分達のような兼業農家では、出役する者が限られるため、特定の者(妻である自分)に労働が固定化し、

非常にきつい。自分は菓を飲み飲み出役する状態である。特に、共同作業の場合は、作業領域が広いのでどこまで行っても限りがない感じがして、一層疲れる気がする。

なお、気苦労については、組合役員農家の主婦層からも出されてきている点は興味深い。

また、都会からUターンした一人息子が、すぐに農業機械操作を任せられず、技能習得までの見習い期間単純作業を割り当てられたことに嫌気をさして、再度離農した例があった(その農家は息子を引き戻すため、七九年組合離脱)。これに対しては、事故を防ぐため組合の処置の方が正しい。本人は辛抱が足りないのではないかと、という意見と、組合の共同作業では子供達に農作業を覚えさせられない、組合に問題がある、という賛否両論があった。⁽³⁹⁾

(E) 運営管理を硬直的、独断的とする意見。これも農家各階層から出された批判だが、七九年春再編時においてこの運営をめぐる組合執行部と組合批判者との感情的対立が最も深刻なものであると筆者には思われた。(イ)執行部は組合員(ある農家は「部下」という表現を使った)の意見をもっと聞くべきだ。(ロ)企画②は槍のような単純な男だ。自分の思ったことだけをどんどん貫き通すだけだ。あるいは好意的批判としては、⁽⁴⁰⁾②は純粹で公平無私の人で精こを組合にこめてやっているから、異

議はあっても仲々強く言にくい。また、兼業農家の次のような意見もそれと共通する。すなわち、自分は組合運営に疑問で、家内や共同作業で一緒になった人達に意見を述べたが、現実には力とはならなかった。農村では実際に活動する者だけの発言が通るもので、単に言葉だけでは通用せぬものだ、と。

他方、企画②は筆者に言う。農家をまとめてゆくほど難しいことはない。⁽⁴¹⁾お役所と違い命令する権限はないから、命じてさせることは出来ない。個々の農家各々が自分勝手なことをすれば、組合は成立しない。それで自分は理事会において言った。個別経営の利害で発言するのはやめ、組合がどうすれば良くなるかという立場で発言してもらいたい、と。⁽⁴²⁾

中核農家に経営受託事業を任せるとするのは組合の従来からの方針でもあるが、現時点で組合から切り離したら組合の農機具更新は出来なくなる。個々の農家から資金徴収をすれば、大きい農家はそれ位なら個別経営でそろえると言うことになる。

「兼業農家寄りの方針だという批判があるがという筆者の質問に対し」、自分はそんなには思っていない。ただ、兼業というよりむしろ専業農家の中に、組合の流動費支払いさえ遅滞する生活の苦しい農家が幾軒もあった。やや金めぐりが良くなったのは、複合部門のイチゴが入って以降のつい最近のことだ。自分としては組合運営上こうした層を含めた運営を考えざるを

えない⁽⁴³⁾。單なる組合運営ではなく、村づくりと云って自分は専心してきた⁽⁴⁴⁾。人間はえてして良いことは当たり前と考え、粗のみが気になり批判しがちだ。そうした類の批判は、恩義を知らぬものだし、たいして気にかけないが、これまで目一杯組合のために尽してくれた農家が、離脱されるのは心痛むし、組合員に与える動揺も大きい⁽⁴⁵⁾、と。

(F) 個別農家の特殊事情。例えば前年に脱退した②の場合、その経営耕地のほとんどが北側の、しかも部落領域外にある。すると春作業は北進し、秋作業は南下することから、最も遅く植え付けられ、最も早く収穫されることになる。また、田には灌水設備がないところから、共同作業にあわせて水を入れるのが難しく、また一遍に忙しくなる。それが組合離脱の経済的背景にある。

他方、別のある農家の離脱の直接的理由は、組合のちよつとしたミスに対する私憤にある。つまり、小規模な酪農を営むその農家は、経営耕地のある田の刈取りをバインダー刈りで申し込んだが、連絡の行き違いからコンバイン刈りをしてしまった。それを小規模酪農家に対する差別だと見たのである。

更にもう一戸の別の農家は経営耕地もさほど大きくはないし、離脱の経済合理性は少ない。それは、親しく付き合う大きい農家への同調によると見られるのである（二農家間は遠い親戚関係にある）。

△ノート△ 部落ぐるみ生産組織の構造と展開（下）

係にある⁽⁴⁶⁾。

注(37) 組合の分裂崩壊が危惧されていたこの時点でも、その受けとめ方は執行部内部において各々ニュアンスは異なっていた。概して、組合長⑨は樂觀的であったのに対し、企画②は深刻であった。それには、両者に対する風当たりの違いが、一つに影響していると思われる。とはいえ、両者とも、なんとしても組合の分裂崩壊は回避したいという気持は共通しており、かつ強かった。

(38) 四戸の集計除外理由は、離農したため一戸、解答不備のため三戸、である。後者の三戸は、いずれも経営耕地の小さい農家で、うち二戸は老人夫婦の農家、残り一戸は世帯主が恒常勤務に就く農家、である。

(39) 組合は当初、若いあつぎの作業習得のための訓練園場を設けていたがその後立ち消えになった、という。なお、新品種植付け等の技術試験園場は、現在に至るまで継続されている。

(40) 筆者から見ても、②の組合業務への打ち込み方は並み大抵ではない。それは例えば、②は組合業務に忙殺されて、個別経営に促成イチゴを導入できないでいることにも端的に示されているよう。つまり、②をして企画の仕事に没入させているのは、單なる金銭問題ではない。それを②自身は筆者に次のように語る。

自分はこの組合の仕事をやること、五十数年生きてきた自分の人生の意義のようなものを見出したい。日本農業のこれからのあり方を、この組合活動を通じて探り当ててみたい、と思っている、と。

(41) この言葉自体は、㊦がかねてから筆者に語っていたものだが、七九年三月組合批判の渦中においては、こゝも述べた。

すなわち、国や県か町といった公共機関が中に入つて、調整に乗り出してくれば有難いのだが、と。だが、事実経過としては、これまで当組合をなにかと援助してきた各公共機関も、今回の組合分裂騒ぎに対しては、敬遠して遠くから眺めるだけで終わった。彼等をしてそう行動させたのは、町役場や農協の担当者にとっては、住民総意こそが彼等の拠るべき基盤であり、今回のような住民自体に対立のある場合には、口出しはどちら側かの住民の反感をかい、自分の身を危険にさらしかねないからであろう。ただ、現実的力は不足していたが、県農業改良普及所のみは組合存続支持の立場を比較的鮮明にしていたかにみえる。これまで組織化を推唱し、会計帳簿記入等なにかと相談に乗ってきた経過からいって、組合存続支持こそ道理であり、またそう態度表明をしてみせたとところで住民の反感によって彼等の身分までおびやかされる危険がなかった

からであろう。

ところで、前記のような事情で公共機関の直接的調整は無理であったとしても、例えば部落在住の公職者(町議や農協組合長)が、何故調整に力を発揮しなかったのか。彼等は当部落の実力者であり、顧問として組合に対しても大きな影響力をもつ人物ではなかったのか。もちろん彼等は調整役をかう気がいをもっていたのだが、結果的にその出番がなかったようである。その理由をある農家は次のように説明した。

組合では、実際に働きに来る者の発言こそが力になるのです。ところが彼等公職者の家は、最近殆ど出役に来ていないのです。そうした状態の者が、実力者だからといって発言し調整に乗り出しても、皆の袋だたきにあうのです。彼等もその辺は分っているのです。

(42) 組合に対する批判が、早くから根深く続いていたのにもかかわらず、組合の会議帳簿『会議関係記録簿——下六丁機械利用組合——』において、この問題について議事にかげられたり、討論された痕跡が全くない。そこには、こうした類の問題についてはただ実際に起きた出来事のみが記されているだけである。事実、この組合組織再編問題について理事会で議論されたことは、七九年三月末に至るまで一度もなかった、という。この種の問題の議論は、すべてインフォーマルな

場で、個人的に行われていたのであった。その間の事情を側面から物語たるものとして、七九年三月の組合批判が猛然と湧き立った時点において、例えば組合長⑨は言う。

皆が自分の思うところを述べて、そういう形に組合運営を変えてゆけば済む問題です。組合存続については心配いりません。これまで会合があっても誰も何も言わないから、こういう事態を招いたのです、と。

他方、この渦中からやや離れたところに身を置くあるあとつぎは、この事情について評論家風にこう言う。

それ（理事会や総会で組織問題が全然議論されてこなかったこと）はそうだったのかも知れないな。なにしろ、うちの部落の執行部連中は、しっかり者で強いので、他の者は何も言えなかったのでしょう、と。

(43) 「執行部は、兼業農家寄りの方針をとっているのではない。ただ、専業農家下層を基準にしているのだ」という②の反論に対して、組合批判派の若い農業専従あとつぎ層の反応は二通りあった。

一つは、そんなことない。兼業農家寄りとしか考えられない、という意見である。他方は、②の言う通りかもしれない。ただ、そうとしても組合を担った中核専業農家の意向が無視されてきたことは事実である。

七七年度朝日農業賞の県代表になったりして、執行部

《ノート》 部落ぐるみ生産組織の構造と展開 (下)

が組合第一主義で、組合をそのまま存続させようという気持を抱くのも分らぬではないが、余り面子にこだわら、内部を忘れすぎてはいまいか、というのである。七九年三月、組合をなんとしても存続させたい理由として、②は次のように述べる。

(44) せっかくこれまで続けてきた組合が、いまここに分裂・崩壊するということは単に組合が分裂した、という話では片付かない。それは、部落が分裂することに繋がるのです。そうした事態はなんとしても回避せねばなりません。

(45) 七九年三月時点で、③は組合離脱の意向を固めていたし、⑤は父と子とで意見を対立させ、態度未定であった。企画②としては、その辺の事情にやや疎い面もあって、彼等の残留にまだまだ望みをかけていた。彼等を暗に指す言葉は、そのために丁重で、かつ神経が行き届いている。

(46) 一部の離脱農家の間は、血縁的ないし親分子分的ないし個人的親愛の情で固く結ばれていたのだが、それと同様な事情が、一部の残留農家の間にも存在しないし形成された、と考えられる。例をあげよう。

企画②は、⑧のあとつぎの去就が、今回の分裂騒ぎを一部農家の離脱で済ませられるか、あるいは組合の分裂・崩壊を招くかの行方を分ける一つの山、と考え

ていたようである。なぜなら、⑧は永い間区長を勤めた部落重立ちの一戸であると同時に、⑧のあとつぎは当部落の若い農業専従あとつぎ層の中心的存在であった。そして⑧のあとつぎ自身は、㉑と個人的に親しいが、同時に組合運営に対しては彼の仲間と同様に批判的であった。㉑が⑧のあとつぎの引き留めに際して、述べた言葉はこうである。「お前、自重しろよ」。

⑧のあとつぎは、結局組合に残留したのだが、㉑はそれに感激して筆者に語った。

⑧のあとつぎは、器量が大きいから、将来はきっと町会議員にもなりうる人物だと思う。そういう時期が来たなら、自分は粉骨碎身して⑧のあとつぎのために尽すつもりだ、と。

他方、⑧のあとつぎは、残留した複雑にして、微妙な気持をこう語る。

離脱した農家の気持ちは良く分るし、自分も同感です。ただ、封建的と見られるかもしれないが、農村ではあまり自分の経済的損得だけで行動するのは良いことにはならないのです、と。

(三) 農家自身の報告

以下のレポートは、七九年八月調査時に、組合執行部、組合に批判的でありながらも組合に留まったあとつぎ、脱退したあ

とつぎ、と立場の違う三名に、組合に対する意見をレポートに書いてもらったものである。氏名を付し公表することを前提に依頼したために、いずれも彼等の公式的見解という一面を否めないが、その主張点は簡潔にまとめられている。

生産組織の幹部として私の歩いた道

㉒ 平山九州男

「人物紹介」

五六歳、家族は町役場に勤務する息子とその嫁、孫一人の四人。経営耕地一五二アール、うち二五アールは村内農家から借りている残存小作地である。農地改革前は自作七〇アール余の小自作農である。部落内に親戚をもたない数少ない農家のひとつでもある。高小卒業後農業に就き、郡農協組合長㉓等と諸活動を共にし、それを下から支える役割をしてきた。機械組合発足以来執行部の企画に専心する。それ故に部落の諸事万端に精通し、組合を代表する指導者となる。

わが組合は、一次構の付帯事業であるトラクター(三台)導入と、麦対策事業での共同乾燥施設(乾燥機三〇%×三、バインダー三条刈六)の設置で、生産組織として組合を結

成した。

われわれ農家の農機の経済負担を軽くし機械力での労力節減を計る共通の目的で発足したが、合理的投資にはあまり貧弱な内容の農機である。

私は限定された農機の台数および施設的能力を如何に共同利用するかが私の使命であると考えた。私は当組合を短期間に軌道にのせ見事な組合に成長さすべく取り組んだのである。

(一) 組合運営の姿

各農機・共乾施設の公平な運用と機械効率を上げ合理的共同利用するため、トラクターの耕起、苗作り、植付け、刈取り、入庫まで、の主作業を完全共同として（中間管理作業を除く）全作業の手間返しの共同作業として計画しスタートした。

(二) 組合運営理念と基本

- ① 組合組織に結集譲り合い助け合う心と真心を以って自分の経営に対する責任を果たす。
- ② 機械の導入および償却資金は労力で負担（員外作業料）し負担金の現金徴収はしない。
- ③ 組合の機械および設備の整備を計り健全組合に生成させる。

《ノート》 部落ぐるみ生産組織の構造と展開（下）

以上のスローガンで取り組んだ。

年次を追うごとに、農業の情勢変化で当組合も主幹作の米麦作の作業短縮が要求され、大農機的大幅投入、共乾施設の増築等で七カ年の年月を要したのである。

何とか共通の目的と部落農業発展のためにわが部落流に農業情勢に即応できる運営を考えたが、わが組合に即する事例もなく、組合独自で植付け、収穫までの運営をわが組合流に創意研究せざるを得なかった。

各自の経営規模、圃場条件、労働条件（技術、能力）が不均一な中で、の運営は非常にむずかしい事である。一事項でも浅くまた深くそれぞれの事項に対する運用の適応性を見つけて、組合総員に迷惑不公平のなき様運営にあたる事は、年月の積み上げ以外にはない様に考えられる。

色々と結果論は論じやすいが、昔より共同作業が成り立たなかった事情は此の辺にあると思う。

私の歩いた道で最もつらい思い出は妻との死別である（昭和五一年四月）。

私が組合の世話をする様になってから自家の農業経営を空にして組合運営の基礎造りと組合運営を軌道にのせるまでと心に言い聞かせながら妻に無理をさせた事である。一月余りの病で他界したが、一言の不平も言わず私に協力し

てくれた妻に対し感謝とすまなかつた気持ちで一ばいである。

(三)念のため私の役に対する仕事の内容は

①組合の運営企画

②全作業(五五町)および農機の運用計画、

③前・後期ごとの変動費の精算、並びに各期ごとの労働費精算

④五五町歩の米配分精算

⑤年間決算、等である。

(四)組合運営の転換と再出発

組合運営のピンチは組合の基礎造り完了の時点で組合員七戸の脱退者を出した事である。

農業情勢の変化にともなう組合運営をなし得なかつた事は、組合の設備投資、農機の導入に七力年も要した点に問題があつたのである。

問題点として色々あるが大約すると

①組合運営の不満

②複合部門との競合

③個別経営に対する障害

以上の様な組合の運営的欠陥を理由に、組合発足より協力して頂いた同志が脱退した問題では、私の運営計画と責任を感じる。

私が組合運営で感じ取つた事は、農業の激変する現在でも、昔よりの生かさず殺さずの農政が今だに続いているという事である。農業事情は年次を追うごとに変化し何のための農業近代化か疑いたくなる。

われわれ組合員は大農機旋風の犠牲とならぬ様、益々組織に結集しお互い自己防衛に努力すべきであり、そうする事が部落農業の発展に通じる道と考え組合員一同意を新たに組み組んでいる。

下六丁機械利用組合について発足当時から現在に至るまで

⑧のあとつぎ 平山義弘

〔人物紹介〕

三四歳、家族は妻と子供三人、両親の七人。父(七三歳)は昭和五二年までの一四年間区長を勤め、また組合の理事でもあつた。彼が部落会へ顔を出すのはそれ以後のことである。経営耕地二一三アール、他に部落内農家へ残存小作地五一アールを貸し付けている。農地改革前は地自作で八〇アール余の貸付地を持っていた。経営は米麦とハウスイチゴ一五アールを両親、夫婦の四人で営む。年齢、人柄からいって、部落の若い農業専従あとつぎ層の中心であつたが、七九年春の組合再編時には組合に批判的でありながら

組合に留まった。そして再編後の組合執行部会計に抜擢された。部落内の親戚は一戸だけで親戚関係の少ない農家の一つであるが、②平山九州男氏とは個人的に親しい間柄にある。

当部落は、昭和四四年に第二次構造改善事業で農道整備事業と灌排水事業を行い、田は交換分合によって整備し、昭和四六年下六丁機械利用組合を作り、耕耘から田植えまでを前期作業とし、中間管理（肥料・農薬・除草・水管理等）は個人に移し、稲刈りから入庫までを後期作業と分けて共同作業体系を作り、収穫物は色々な計算方法によって個人別に打ち出し、個人の貯金通帳に振り込む方法を取ってスタートいたしました。

共同作業をスタートさせるまでの状況を少し述べてみます。

当時は小さな田んぼがいくつも散らばっていて、私の家も部落的には田んぼは集中しているほうでしたが、それでも二ヘクタール位が十数カ所に分散していました。そして四四年の構造改善によって四カ所八枚に集まりました。そのごとく各農家もそれぞれ田んぼが数カ所に集まり、農業を営む上からも近代的な土地条件が整備されました。そこ

《ノート》 部落ぐるみ生産組織の構造と展開（下）

で機械面からは昭和四五年ごろからいわゆる大型農業機械（トラクター、コンバイン等）が農家にはいりつつある中で私達の部落も大型機械と言う考え方が起こり始めていました。そこに行政面の方より構造改善も出き上がってしまっているのです、今度は大型機械の共同による共同利用組合を作ってはどうだろうかという話を持ちこまれ、各農家自体も大型機械はほしいけれども高いという考えでしたので、あまり抵抗もなく機械の共同利用体系が出き上がりました。

そしてせっかく共同作業体系を組むのならライスセンターを作って、一貫した全面共同作業をやったらどうだろうかと話が出始め、二三人の反対者がいましたが、当時の発起人（部落の役員）の説得で加入され、昭和四六年に共同作業体系が出き上がりました（中間作業を個人にしたのはやりがいを出させるため）。

○ 一戸の農家は昭和四五年にコンバインを買っておられたので共同作業体系には不参加で、トラクター体系だけに加入されていました。後にこの部分だけの加入には色々な問題が起き、そのトラクターの償却期限七年をすぎると脱退をしてもらいました（作業計画ができないため）。

そして二三年間は皆何一つ文句を言わずに頑張り

を中心にと固まりましたが、その後色々な社会の変化の

中で農家自体の経済基盤が水稻だけではうまくいかなかったり、裏作に力をいれればいれるほど組織とうまくかみあわなくなつて、色々な矛盾点が浮きぼりになりました。

○ 園芸が始まったのは、共同作業前は農家基盤が米、麦十日雇といった形態だったのが、共同以後個人でするより員外利用の關係で作業期間がいくぶん長くなるためと、中間的に作業に出役しなくてはいけないため、日雇いへ行くのがむずかしくなり、そのため家にいて所得が上げられるものと考えて園芸(苺、ナス)の経営が始まったのです。特に苺栽培農家が増え、それから上がる所得が水稻を上まわる様になったため、水稻より裏作に力を注ぐ様になってきました。

そして昭和四八年頃、私は農協青年部の支部長をしていたため家に部落の若い後継者を集め、今後の利用組合について話し合いました。

第一に、今の利用組合は専業農家育成ではなく兼業農家育成に走り、共同作業によるメリットが出てない。

第二に、機械代は共同購入により低く抑えられているが農作業面で負担が大きすぎる。

第三に、員外利用による益金の使用方法が納得出来ない。

い。

以上のような問題点が出てきたので改善を申し入れましたが、その改善の速度があまりにもおそすぎたきらいがあり、後に脱退者が出るひとつの原因になった様です。

○ 例えば、第一の問題は専業農家であらうが兼業農家であらうがすべて平等である(総会での決定権等)。

第二の問題は、機械投資の面でも機械の利用効率等は考えず、ただ平等に共同による購入のメリットが出てきているだけで、それよりも専業農家としての全体的な所得の方が作業面により大幅に押さえ込まれてしまっている。

第三に員外利用の益金は、例えば員外利用による益金三百万円上がったとすると、その作業に出る農家は専業農家であつて一〇戸位である。それで一〇戸の農家が五日間働いて三百万円上がったとすると、一戸の農家の手取りは三〇万円で一日当たりの日当は六万円となります。それが利用組合では総会で決定した通りに一時間四百円で、一日八時間労働として三千二百円、するとその作業に出た日数が五日とすると一万六千円、一戸当たりの労働賃金は一万六千円です。実は一戸当たり三〇万円の所得を上げながら実質的には一万六千円の手取りとなる仕

組みですので、専業農家はこの作業に出るより自分の裏作（苺、ナス）等に専念した方が得という考え方になるわけです。その作業を兼業農家に受け持ってもらおう。

どうせ兼業農家は所得の主体は農外にあって日雇的に考えてもらえばよいのだから、長く作業期間がかかってもよい。専業農家自体は水稻作業にあまり長く期間をかけていられないのです（員外利用を始めたのは、各農家より現金を貰うより各自が二三日力を合わせて働けば機械代ぐらい出来るので、その方が抵抗がなく機械が買いよいと言う考えからでした）。

ここで今私が思うことは、機械利用組合自体の和ばかりを考え組合の中心的存在を忘れて運営されすぎたのではないか、あくまでも農業の組織は専業農家に主導権を持たせないといけないのではないかということです。

そして一〇年目に部落では、大きな農家の人達六戸が脱退され、いよいよ利用組合も根本から考え直しをせまられて、今年春に組織の大幅な改革がなされました。

まず第一に理事に若い人が当たる様になった事。

第二に員外利用が停止された事。このため機械購入金がなくなつた訳ですので、今後は個人（各農家）よりなんらかの方法で徴収しなければなりません、現金を徴

（ノート） 部落ぐるみ生産組織の構造と展開（下）

取すると大きい農家はどうせ現金を出すのなら、少し高くかかっても自分で買った方が自由がきいて得と言う訳ですので、この方法で徴収するのは組合の面からはマイナスですから、皆様の力または物によって集め、それを機械代に当てようと考えています。

第一に屑米の取り扱い方法（個人に分配していたのを利用組合に集める）

第二に機械苗を一部受託する（このために日数が長くなかたてはいけない、その日の余分な時間をこれに回す）

第三に麦作り農家（組合員でなければいけない）にライスセクターを利用させ利用料金を徴収して利用組合に集める。

第四に追加固定費その他

この方法で、機械代はほぼ各農家より徴収しなくても、少しの組合員の努力と理解でまかなえるものと思います。

以上のような事によって員外利用についてのトラブルをなくし、期間短縮が行われて専業農家も水稻に長くかかることもなく、裏作（苺、ナス）に専念される様になり、各農家の所得の増大が計られるものと信じています。まずこの方法（考え方）によって前期を終わりましたが、組合員より文句もなく非常に喜んでおられるみたい

に感じました。

後期作業はどうなるか少し心配ですが、今度の考え方を元に体系を組めば成功するものと確信を持っています。

○ これから先の課題としては専業と兼業との位置づけをどうするか、あくまでも専業農家が主体であるのは当然ですが、兼業農家をいかに組合より離し委託側に回されるようにし、専業農家の規模拡大を計るかが最重点課題だと考えます。

最後に一、二点疑問点を上げてみます。

その一つは、行政方面では農家は共同して合理的に作業をし、そのあまった時間を外に回して農家の所得を上げなさいと言っている反面、それとは矛盾する行政をしていることです。

例えば、共同でライスセンターで作業をして同一品質を作っているにもかかわらず、そこから出す米ですら入庫の時は各農家別に入庫しなくてはいけないということです。

これには一俵一俵に票箋をつけ、しかも農家別につけて入庫するのは大変な労働と手間がかかります。それを一括入庫として代表者の名義で入庫しそれは事務的に各農家に分けられないものか。

農協に聞いてみると食糧事務所がだめだということからの

ことです。

それと農業組織を部分的には色々の方面から各々指導するが、一貫して指導してくれる機関がないと言うことです。

また私達の部落は二、三年後に大型圃場整備事業が行われようとしています。これにも私は非常に疑問を持っています。たしかに農地は整備され、近代的農業が行われるのは結構ですが、それには農家自体の負担金があり、農地は減少し整備された土地には何一つとして作る農作物がない現実なのです。農家の所得が増すよりかえて農家の経営を圧迫しているのです。だれのための大型圃場整備事業だか疑問でなりません。

私の目指す農業

『人物紹介』

⑤のあとつぎ 平山茂敏

三〇歳、養護施設に勤める妻と子一人、両親の五大家族。父(六一歳)は組合理事で組合残留の気持をもっていたが、あとつぎ茂敏氏に折れ今春組合を脱退した。経営耕地二三五アール、農地改革前は自小作半々の農家であった。高校卒業後農業に専従し、あとつぎ層の中では組合批判の最右翼であった。組合長⑨の三代前(明治末)の分家にあたる。

私の家族は、両親、妻、子一人の五人家族で、労働力は両親と私の三人である。経営面積は水田二三〇アールで、うち苺栽培面積二四アールである。

私は農業に従事して早や一〇年になる。当時部落は米・麦中心の専業農家がほとんどで、長男は家を継ぐのが当然の様に思われていたが、現在では兼業農家が増加し、戦後生まれの農業従事者は六、七人に過ぎない。

昭和四五、六年に第一次構造改善事業により、道路の拡張と、ある程度水田が整備され、その時部落内にライスセンター建設の話が出され、設立となった。その後、水稻の播種、田植え、耕耘作業、収穫、出荷、それに麦作の共同体系が実施された。部落内の耕作面積は約五〇ヘクタール、部落外請負一〇ヘクタールで、作業は日割制出役である。作業は田植期で一週間ぐらい、秋の収穫期は一カ月近くかかり、私の家は、そのほとんどが三人の出役である。

昭和四七年頃より複合部門（主に苺のハウス栽培）が導入されはじめ、現在、これが確立されつつあり、米との所得の割合が同じ位か、米を追い越しそうな勢いである。この複合部門の技術の進歩で、ますます米作の短期化が要求される様になってきたが、共同作業の短期化はなかなか進まない。特に秋の収穫時期は、作業に合わせようと、苺の

下葉かきマルチング・ビニールかけ等を早めにせねばならない（苺のためには、おくらせた方が良ければ……）。また、作業期間中の苺ハウスの温度管理等もうまいかない。それに、共同作業が専業農家から兼業農家中心になって、以前にもまして、労働力の高齢化と専業農家への労働力の負担増が予想され、われわれ専業農家には規模拡大ができなくなる等の理由で、この三月をもって利用組合を引かせてもらった。

それで私も機械を新規に購入した。二条刈りコンバイン、二馬力トラクター、三三石乾燥機、四条植田植機で資金は自己資金と近代化資金を借用した。近代化資金は五年払いで年約六〇万円位である。現在、農業は機械化貧乏だと言われ、機械の共同利用、共同作業等が国、県、市、町、村、農協等で進められているが、私は自分に合った機械化をすれば、個人経営と共同利用との間に、あまり経費の差はないと思う。私なりに計算してみた。機械の償却が、トラクター七年、乾燥機七年、コンバイン五年、田植機五年として、トラクター一四〇万円、コンバイン一四〇万円、乾燥機六五万円、田植機四〇万円で年間償却は六五万円程度となる。また、流動費、雑費等を一〇万〜一五万円とみて、八〇万円程度で済む事になる。一方、利用組合の方は

流動費、雑費等が一〇アール当たり年二万円〜二万三千元程度となるし、請負い収入五百万円程度が機械購入費にされているので、もし複合部門との競合から請負いを中止したら相当の負担になると思う。

また、個人だと、田植期も収穫期も短期間にできるし、その分蒔栽培に熱中でき十分それなりの成果は上がると思う。また、共同麦作りも、土入れ等が蒔の収穫と重なって、思う様にできなかったが個人だと十分麦作りもできると思う。

今後、私は、妻と両親の四人で蒔ハウス栽培を中心に米・麦の請負いも取り入れて、蒔ハウス栽培、米作、麦作で進んで行くつもりである。

以上三者のレポートの共通点は、組合再編の際の直接的な契機となった運営をめぐる感情的対立に触れられていないことである。

また、組合に批判的ながら組合に残留した⑧のあとつぎと、脱退した⑥のあとつぎとが主張した二点（つまり部落ぐるみ運営が出役した者への直接的利益に繋がらないという矛盾、および組合への出役が個別経営の複合部門との労力競合を起し、経済合理性にあわないこと）は、組合批判者があわせてもつ批判

論拠であった。しかるにそれが、いわば公式的見解を述べるに際し、組合残留組が前者を、脱退組が後者を主張内容としたのはいかなる意味があるのだろうか。筆者はそれを次のように理解する。

当地域の多少とも農業に熱意をもつ専業農家にとって、稲作の経営耕地規模拡大は、経済採算上からみても最も有利な望ましい農業経営発展のあり方であった。しかるに現実には農地流動性はほとんどなく、経営受委託関係も未展開である。そこにおいて専業農家のあとつぎ層は、生産組織に稲作での規模拡大の可能性を夢みたのである。しかるに組合の運営は、部落ぐるみ運営ということで、専業農家は組合を労働面で支えながらその利益を享受出来ない⁽⁴⁷⁾。専業農家は少数派であるという勢力的側面もあって、農機具高度化等の生産力の発展にもかかわらず労働に対する土地優位の経済構造をくつがえすことができなかったのである。ここに専業農家あとつぎ層において、なお生産組織に稲作規模拡大の可能性を見出そうとするものと、その可能性に見切りをつけ、自身の労働で農業規模拡大の出来る道を追求しようとするものとに分れる。前者が組合に残留し、組合運営の分配をめぐる矛盾、専業農家の不利益を論じ、後者は組合と個別経営の複合部門との労力競合、脱退の経済的合理性を唱えようとするのである。

注(47) 農業専従あとつぎ層が要求していた出役に対する見

返りの中味とは、平山義弘氏のレポートにも語られているように、単に農外雇用労賃並みの賃金単価の支給ということだけに留まらない。それはむしろ学問用語という「経営者余剰」概念に近いと思われる。この点については、注(35)参照。

他方、時間当たり労働報酬からみて、稲作受託の方が促成イチゴ栽培より有利ではないか、という筆者の意見に対して、平山茂敏氏は次のように言う。

自分達にとって、大切なのはその仕事の労働報酬総額がいくらになるかということです。時間当たりの労働報酬が高くとも、総額が少ないのでは、稲作受託で規模拡大しようということにはなりません。

また、農外日雇について、ある年配者は語る。

以前は私達も日雇いへ出たが、この頃は誰も出ません。皆イチゴをやっています。なにしろ、日雇いは体がきついので、と。

(四) 組合再編

七九年三月三十一日の組合総会は、混沌とした状況の中で延ばされてきた末の、最終決着をつける総会であった。果たして幾人の脱退者が出るのか、それが組合分裂に繋がるのか、事態は予断を許さなかった。組合執行部は、いわば背水の陣でこの総

会に臨んだと言って良い。企画②は総会資料の末尾に企画よりのお詫びという一項を設けてこう書いている。

「企画として浅学無能の身を考えず、少しでも村づくりに役立つ事の出来るならと組合の事だけを考え暮らした九年でしたが、役立つどころか皆さん方の経営に非常に迷惑かけ申訳御座いけません。深くお詫び申し上げます。今後は有能な新役員の近代的運営に組合員一同が協力して組合発展を特に御願い申し上げます。」

ふたをあけてみると、脱退派は予想外に少なかった。③、④、⑤、⑥、⑩、⑪の六戸である。前四者は組合理事で、③は会計でもあったから、執行部・理事会のみの分裂にとどまり組合全体の分裂・崩壊までには至らなかったのである。

ここで、組合脱退農家の属性上の特徴をみておこう。第33表によれば、経営耕地階層別、専兼・専従男子年齢別、複合部門の有無・種類別のいずれの属性についても、脱退農家と残留農家との間には有意な差(カイ二乗検定)があった。つまり、脱退農家は、二〇〇アール以上で、若い男子専従のいる、促成イチゴ栽培農家が多かったのである。また、その属性の強度は、複合部門の有無・種類別が三属性の中では相対的に強く、専業・専従男子年齢別が相対的に一番弱かった。

これを先の組合運営志向についての意識調査(第31表参照)

第 33 表 組合脱退農家と残留農家の諸属性

(単位：戸)

(1) 経営耕地階層別

	200 アー ル以上	200～150 アール	150 アー ル未満
組合脱退農家 ¹⁾	6	2	0
組合残留農家	6	7	14
$\chi^2=9.21^{**}$			

(2) 専兼・専従男子年齢別

	若い男子 専従	中高年 専従	兼業農家
組合脱退農家	4	2	2
組合残留農家	5	5	17
$\chi^2=6.44^*$			

(3) 複合部門の有無・種類別

	促 成 イチゴ	その他 複 合	複合部 門なし
組合脱退農家	8	0	0
組合残留農家	8	6	13
$\chi^2=12.29^{**}$			

(4) 脱退農家との血縁の強弱別²⁾

	血縁強い	血縁弱い	血縁なし
組合脱退農家	2	1	5
組合残留農家	4	14	9
$\chi^2=3.89$			

注 1. 自由度 2 において有意水準 1% $\chi^2=9.21$ (**印), 5% $\chi^2=5.99$ (*印), である。

2. 1) 組合脱退農家には、最初から不参加の①, 77年度脱退の②, をも含める。

2) 血縁の強弱は、世帯主夫婦からみて兄弟姉妹関係(義理も含め)を「血縁強い」と分類し、それ以外の血縁は「血縁弱い」とした。

と見比べると、意識調査においては有意差の認められなかった後二者の属性についても、明瞭な農家間差異を見出せるという違いが分る。この原因の一つは、意識調査における個別分解型と、この組合脱退農家とは必ずしも同一ではないという対象農家の違いがある。というのは、脱退農家には調査を拒否して個別分解型からは洩れた二戸が含まれており、また最初から未加入の①、七十七年度脱退の②の二戸をもこれに加えられているからである。従って、個別分解型と組合脱退農家とに重複する農

家数は四戸にすぎない。

他方、このことは次の事情をも示している。意識調査で個別分解型に分類された七戸中三戸は、その意識とは裏腹に組合に残留したということである。それは意識と行動との間のずれを物語っている。特に七九年春の組合再編に際して、現実の諸情況の中で結局脱退派の方が厳しい立場にたたされる公算が大きくなった。そのため脱退の行動は、当初の意識調査(三月中旬)時より広がり(種々の志向可能性の余地)を失い、よりシビア

なものとならざるをえなかった。それが、意識調査に比べ脱退・残留別区分の方に現実の諸属性がより直接的に投影する結果をもたらしたのであらう。

ところで、七九年春の組合再編の発端になったのは、区長⑥の組合執行部の一部に対する不信任感であり、それと強い血縁で結ばれる一農家およびその農家の遠縁で同族的な親密関係にあるもう一つの農家の同調にあった、と考えられる。それが、特殊事情から組合脱退を考えていた農家にはずみを与えることになったし、同時に組合員過半に広がっていた運営をめぐる利害対抗・不満を燃え上がらせる契機となったのである。ただ、面白いのは、対決の発端となった⑥自体は促成イチゴ栽培と稲作とを二本柱に自己完結的経営を営むことを志向するだけで、ことさら受託収益配分をめぐる矛盾や複合部門との労力競争等に大きな不都合をそれまで感じていた農家ではなかったことである。

とまれ、このように、組合再編の導火線は、血縁の紐帯にあったわけだが、では血縁関係という属性は脱退行動に一体どの程度の影響を与えたのか。同様第33表の(4)によれば、脱退・残留農家と血縁関係との間には一般に関連はない。血縁関係の作用とは、個別特殊な親戚間に限定的に働くものにすぎないこと、ただその限りにおいて強烈な影響力をもつ可能性があるも

のだ、と指摘することが出来ようか。

さて、三月三十一日の総会には、脱退農家は出席しなかったから(脱退の旨を各農家ごとに事前に組合長へ申し込み)、総会では残留農家だけで今後の運営方針を話し合った。その基本線は、

(A) 作業面に付いては中核農家中心の作業体系にしたい(一部に三反百姓切り捨てなどの異議有り)。

(B) 今後の作業は機械作業中心に変えたい。手作業は出来るだけ除きたい。今後は作業時でも一農家一人出役にして、複合部門の強化を図りたい(以上、(A)、(B)は『会議関係記録簿』より引用)。

である。

具体的な変更事項は次のようである。

(ア) 作業受託事業は全部中止。経営受託は、中間作業を一人で背負っても良い位の②の強い意向があったために、正式文書契約を結んだ二戸を含む二戸からの経営受託六〇アールを継続する。ただし、結局七九年度は、この経営受託六〇アールの外に、作業受託を七〇アール余も引き受ける結果になった。

(イ) トラクター部門は、組合員間でオペレーターのない農家とオペレーターのいる専業農家とをセットにし、オペレー

ターの受持ち制にする。従って、荒田へ荒播きまでは、オペレーターの都合の良い時に作業を実施することになる。ただ植代だけはオペレーターの共同班別作業とする。

- (ウ) 苗代―植付けは従来通り。出役は経営耕地反別割とする。また、作業集団は、人数が減ったので、これまでの三班を二班へと編成替える。

- (エ) 刈取り―脱穀は、手作業、バインダー刈りを全廃。酪農家は今後コンバインにノッターをつけ、自家労力で藁処理をすること。また、出役は農業専従男子一人とし、女性には経営耕地反別に応じて二―三日おきに作業出役する（これによって促成イチゴとの労力競合を一応避けられる）。男子出役については経営耕地反別割としない。それにこだわるとオペレーターの絶対的不足になるからである。

- (オ) 灌水機の管理は、これまで機械利用組合で行ってきたが、脱退農家が出たので、部落の生産組合へ移管する。

- (カ) 労賃は、苗代―植付けでは老若男女均一（一時間当たり四五〇円）、刈取り―入庫では男女間格差をつける（女子四五〇円、男子五〇〇円）。男子の老若間格差はつけない。

- (キ) 傷害保険掛金は、今後は個人負担を二分の一とする。

- (ク) 農機具更新費の資金捻出方法は、先の⑧のあとつぎのレポートに詳しい。具体的に七九年度のそれを例にあげよう。

コンバイン三条刈り三台を購入した。その代金総額は七七〇万円で、資金捻出方法は、改良資金の借入れ六一〇万円、組合の自己資金一六〇万円である。自己資金捻出方法の内訳は、苗販売代六六・七万円、屑米代積み立て三一・七万円、経営受託収入四五・二万円、作業受託収入二〇・一万円、追加固定費（組合が採用する基準反別を現実には越える反別から徴収せられる農機具償却費相当分。この基準反別と実際反別との乖離は、個別農家が構造改善事業で畑から地目転換した田や新たに購入した田等により生じたもの）一四・四万円、麦固定費（個別経営の麦作に組合有農機具を利用した際徴収せられる農機具償却費に相当する賃賃料）八・〇万円、コンバイン一台下取り価額六〇・〇万円、その他五・八万円、以上の合計二五二万円である。このうち、一六〇万円を七九年度コンバイン購入費へ充て、残額は八〇年度の農機具更新費（改良資金返済を含む）の一部として留保した。

これを見る限り、組合は農機具更新を自己経営の収益の中から創り出す余地がなくなった。組合は再生産の仕組みを喪失してしまつた、と言うべきであらう。⁽⁴⁸⁾

ところで、受託部門を組合が切り離したにもかかわらず、個々の農家はそれを個別で相対請負しなかつた⁽⁴⁹⁾（ただし、脱退者

第34表 組合役員の顔ぶれと再編後の変化

			1972 年 時 点	1979 年 再 編 後
組 合	長	⑨	⑨	
企 画	⑳	㉑, (補佐) ㉒あ		
会 計	㉓	㉔あ		
監 事	㉕㉖	㉕㉗あ		
顧 問	㉘㉙	㉘㉚		
理 事	㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳	㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㉔		
機 械	長	} ㉞	} ㉞, (補佐) ㉟あ	
ラ ク タ ー 班	長			
セ ン タ ー 班	長	㉟あ	㉟あ	
セ ン タ ー 班	長	㉟あ, ㊱あ, ㉒あ	㉟あ, ㊱あ, ㉒	
水 利 班	長	㉓	生産組合へ移管	
水 利 班	長	㉟あ, ㉓, ㊱, ㉒	同上	
集 団	長	㉜㉟㊱	㉛㉔	
組 外 役・職 以 外	部 落 区 長	⑧	⑥	
合 役・職 以 外	生 産 組 合 長	③	③	
職 公 職 以 外	町 会 議 員	㉟	㉗㉚	
	農 協 組 合 長	㉒	㉒	

注 1. 農家番号の右側の「あ」印は、あとつぎを指す.

2. 組合長、企画、会計の執行部三役と、理事、顧問、監事など主要役職の顔ぶれは、1972～78年まで同一であったが、それ以外の役職顔ぶれについてはその間多少の異動があった。

⑤と⑬とは各四〇アル余を作業請負する。
それは何故なのか。

この疑問に対して、組合残留派のあるあとつぎは、こう答える。事態のいきがかりでそうなった。それにクリーク地域のこの辺りでは、部落外の田を受託するのは非常に難しい。水利、道路等により嫌がらせを受け易いからである。組合が部落外から受託できたのも集団の力があればこそで、個人の力ではとても出来ない、と。

脱退者と組合との間で、二点でのトラブルがあった。一つは、脱退条件となる(一)残存施設、農機具についての権利放棄、(二)負債は脱退後も償還義務がある、(三)組合運営が崩壊しセンター施設の建物撤去、土地の復元等の問題が生じた場合の費用は、設立当時の加入反別で負担する、の三項について脱退者が承認の署名をするか否かであった。四月二・三・四日にかけて再三の交渉の末、四月二〇日の農談会の席で③から脱退者を代表して次の発言があり、けりとなった。

「決議同意書(一)、(二)の項について、②脱退時決議の事で、当然のことであり、(三)項についても、特別決議同意に署名はことさらに必要で無い。負担すべき時が来たら、私達も負担します」(『会議関係記録簿』より引用)。

二つめは、組合有共乾施設、トラクターの部分的利用の可否である。共乾施設については集団化しているために倉庫保管等で農協の優先的取り扱い措置を享受していた。その便宜を脱退者としても引き続き受けるために共乾施設のみには加入したいという要望であった。トラクターの方までは購入の手が回らなかった脱退者が、トラクター部門のみでの加入を要望したものである。いずれも組合は拒否し、承認を与えなかった。

第34表は、組合役員の交替情況を示したものである。組合長、企画は残留し、会計に⑧のあとつぎが抜擢された。理事、監事も脱退者に代わって一世代若返ることになった。なお、付図Ⅱは脱退農家の圃場を部落耕地図に落したもので、参照されたい。

以上のように、七九年三月の組合再編をめぐる対決の動きは、結局一部の上層農家の脱退だけで治まった。それは組合存続を唱えた組合役員に自信を与えるものであったろうし、逆に脱退農家に一種の孤立感を味わせる結果ともなったようである。⁽⁵¹⁾とまれ組合は、執行部の指導の下に、多くの未解決な問題を抱え

こみつつも、分裂・崩壊という事態だけは回避することが出来たのであった。

注(48) これに関して、筆者は「組合は再生産のための条件を喪失した。これからは、組合員から農機具更新費を現金徴収することで、組合はその再生産を図ってゆくべきではないか」という意見を執行部にぶつけてみた。それに対する企画②と新しく会計に就任した⑧のあとつぎの答えは次のようであった。

②は胸をはり答える……自分が企画に就いている限り、組合員から現金を徴収するようなまねは決してしない。

⑧のあとつぎの場合……あなた方都会の人から見ると解せぬでしょうが、田舎の者には現金を出したくないという気持ちが強いの、農機具更新費を徴収するのは合理的かもしれないが、現実には難しい。そして、自分は更新費の捻出については、なんの心配もしていない。農家においては、そうした金はどこからでもひねり出せるものですから。

(49) 七九年三月時点執行部は、受託事業中止の腹を固めていた。企画②としては、組合のこれまで確保してきた受託地をむぎむぎ他部落の受託農家へ放出してしまいうのものもない話だし、組合員個別農家で引き受け手がなにかを打診したが、誰も手をあげる者がなか

った、という。

(50) 同じ疑問について、ある脱退農家あとつぎは答える。自分はそういう話を聞かなかったし、何故誰も受託地を引き受けなかったか見当がつかない。

(51) 脱退についての、脱退派農家の感想をまとめよう。まず、彼等に共通して言えるのは、さっぱりしたという気分の上での解放感である。その一方で、あるあとつぎは、次のように言う。

自分はこれまで促成イチゴの技術習得のために、農業改良普及所へは良く出向いたのだが、この頃は行きづらくなった。普及所は、なにも脱退したからといって差別するわけではないのだが、自分の気持としてやはり引け目を感じてしまう、と。

そして、この疎外感は、次のような一抹の不安とも重なりあうのである。つまり、

この地区（神埼町）では、現在構造改善事業が着々と進行中であり、その完成後はカントリエレベーターを中心として組織化が図られる予定もあると聞いている。その場合、自分達はそれらの大勢の動きからはじき出されてしまうことにならないか。

(四) 再編後の組合活動実績

第35表は、再編後の七九年度の当組合の費用項目をみたもの

《ノート》 部落ぐるみ生産組織の構造と展開（下）

第35表 1979年度の米作費用

	費用総額 (千円)	10アール当 たり費用 (円)	1975年を基準とした10 アール当たり費用指数	
			1978年	1979年
資材・消耗備品費	1,332	4,245	91	116
光熱動力費	1,158	3,575	101	139
修理費	686	2,172	340	181
農機具借上料	150	477	106	125
借地料	235	735	144	225
保険料	403	1,211	98	125
公租公課	70	211	79	234
一般管理費	489	1,523	72	76
労働費	764	2,330	255	180
役員手当	630	1,906	141	163
合計	5,917	18,385	134	134

第36表 各作業別10アール当たり費用および労働時間の年度別推移

	1979年 費用 (円)	1975年基準の 費用指数		1979年労働時間 (時間)	1975年基準の 労働時間指数	
		1978年	1979年		1978年	1979年
苗代一植付	2,871	96	106	14.2	77	70
トラクター耕起	2,238	147	126	3.8	113	84
刈取一脱穀	2,476	205	121	12.2	88	60
センター乾燥調整	6,559	140	173	5.7	153	121
運営：公役 ¹⁾	4,241	106	142	1.4	-	-
合計 ²⁾	18,385	134	134	37.3	92	75

注. 1) 公役とは右欄の労働時間のみの表側である。公役という作業形態は79年のみに現われるために、それ以前との比較は出来ない。

2) 費用に関しては表側内訳の5形態の外に灌水があり、78年度以前の合計には灌水にかかわる費用も含まれている。79年度については、灌水が組合管理から生産組合へ移管したため、合計には灌水にかかわる費用は含まれていない。

である。まず、費用総額は五九二万円で、前年度の六一%に規模縮小している。新たに六戸の上層農家を脱退させたこと、受託事業を中止したことの当然の帰結である。次に、一〇アール当たり費用総額は一・八万円で、前年度並みの水準に抑えられた。その理由を費用項目の内訳にまで立ち入ってみると、修理費と労働費とはこれまで急増の基調であったのに、七九年度には七八年度よりそれら費用を大幅に減少させたこと、逆にそれら以外の費用項目は漸増したこと（うち、借地料と公租公課は少額だが、七九年度に突出的に急騰）が判明する。一〇アール当たり費用総額の抑制も、それら相反する二傾向の相殺しであった結果によるのである。

第36表は、七九年度組合の各作業別の費用、労働時間とその年度別推移をみたものである。

まず、一〇アール当たり費用の各作業別推移を七八年度以前と比較してみると、七八年度より大幅に減少した刈取り・脱穀作業、漸減したトラクター耕起、漸増したセンター乾燥調整、とに分類できる。

次に、それを労働時間についてみると、一〇アール当たり低下労働時間は三七・三時間、七五年度基準の七五%で、七八年度より八・四時間も短縮している。作業別では、刈取り・脱穀作業の短縮が著しいが、その他作業もおしなべて短縮されてい

る。従つて、七九年度において各作業は順調に進み（センター乾燥調整作業にやや手がかかったくらいはあるが）、労働時間短縮は刈取り―脱穀作業を軸に一層促進された。再編後の組合は、費用の節減と労働時間の短縮という目的をそれなりに達成した、⁽³²⁾と言ひ得よう。

この再編後の実績を背景に、現執行部は組合運営をどのようにリードしようとしているのか。次に掲載するのは、新会計・平山義弘氏の七九年一二月開催の農協青年部大会報告である。先のレポートとの重複部分を避けて、その報告の後半部分を紹介しておく。

「そこで、私は、利用組合に残っている青年部の仲間と、この課題に正面からぶつかり、議論をかわしながら共同作業をして、半年をすぎました。その中で出てくることばは『水稻経営を忘れた農業はありえない』ということです。

たしかに、現在は、水稻での所得の比重は後退し、転作によつて生活が築き上げられております。しかし、水稻経営を個人でやり、転作によつて生活を守つたにしても、それは片手落ちの経営ではないでしょうか。それは、水稻部門での投資が余りにも農業経営の中で大きいために、転作部門の所得を食い荒すという可能性が極めて大きいからです。だから、私達は、この弱い水稻部門を組織によつて立

て直さないと、これから先、八十年代へ向かつての農業経営は、苦しくなるばかりだと思います。だから、共同購入、共同利用といった組織の重要性が出て参ります。

そこで、次の様な目標を持って、今までやってきた組織の改善を計ろうと、残つた若い仲間と話し合い、一応の結論をまとめ、三、四年後を目標にその実験に向かつて努力しております。

それは、今までの様な部落一体での共同体は、もはや適応せず、いくつかのグループに分化する必要があるということです。その前提となるのは、前にも述べた様に、生活基盤が多様化してきた現在には、その生活基盤をなしている作目を中心とした、グループに分化するということです。そうすることによつて、経営形態、栽培方法等が似通ひ、話し合いがつき易いといった利点があります。

それと、組織面では、専業農家と兼業農家とを分離する。それは、生活基盤が違ふため、専業農家は、この厳しい農業情勢の中で生活を求めるため、一日を無我夢中ですごし、兼業農家は、農業以外にも収入の道があるということから、この両者の間に考えの違いがあるためです。

また、専業農家でも、施設園芸農家と、畜産農家は分離する。これは根本的に、経営形態、また、作業形態が違ふ

ためです。

この様な、いくつかの形態を元に、グループに分化することによって、組織と個人経営とがうまくかみ合ってくれると思います。

そこで、グループごとに、作業のオペレーター養成が急務となります。それには、私達後継者が率先して、作業オペレーターとして取り組んでいます。これは、自分達のためであるという、認識の元です。

また、三、四年後に行われる大型圃場整備事業では、作目別の団地を作り、高率的な土地の集約化を計り、今まで述べた様な事を元に、わが部落なりのプランを作り、希望の持てる農業経営形態を確立し、私が求めている組織の中の、個人経営を柱とした基礎を元に、専業農家として八十年代へ向かって、力強く生きたいと思っています。」

この報告によれば、若いあとつぎ代表である会計・平山義弘氏は、組合の今後の運営について、次のような方針で臨んでいる、と言える。

まず、稲作部門は組合の共同利用・作業により過剰投資を防ぎ、省力化をはかる。この限りで、組合はこれまで運営方針に掲げてきた「中核農家中心の受委託組織への転換」という看板

を下ろし、単なる相互扶助的な共同利用・作業組織へと純化したことになる。⁽⁵³⁾

他方、この組合の稲作部門と個別経営の複合部門との労力競合については、これまでのような部落ぐるみ共同という形態を崩し、専業業別や施設園芸・畜産別といった均質グループに分化することで、矛盾を減少させ、またそれらを組み合わせる組織としての統一を保とうとする。言い換えれば、組織をグループ化することで、(1)組合における専業農家の役割の大きさを明確にし、専業農家の組合運営での主導権の確立を図る。と同時に、(2)組合に対して個別農家の自由裁量の余地を拡大すること、(3)個別経営の活力を引き出し稲作と複合部門との労力競合を乗り切り、(4)組合内での稲作業受委託関係の拡大・定着、を意図しているのである。

だが、この組織のグループ化構想は、⑧のあとつぎだけの構想に終わり、未だ(八〇年度時点)実現をみていない。⁽⁵⁵⁾この方針のねらいとするところが、組合を背負う専業農家にとつての新たな展望を切り開く途に通ずるか否かは、兼業深化や農業あつぎの補充状況、複合作目の伸張とそれが農業構造に与える変化、組合の再生産方式と運営主導権の行方、等々の諸条件に左右されて、予断を許さない。

注(52) 七九年度組合が労働時間短縮に成功した要因として

は、七八年度にみられるような稲倒伏等の災害のなかったこと、脱退によって労働人数の割には豊富となった農機具装備、ポット導入に伴う促成イチゴ栽培との労力競合が予想外になかった、等があげられよう。

また、脱退による組合員耕地の離散化の影響（付図Ⅱ参照）について、執行部は「影響ない」と述べたが、その言葉は、この実績と照合している。

(53) 七九年八月調査時において、企画②は、組合運営については相互扶助的な共同利用・作業組織とみる考え方へ傾斜の度合いを強めていたように筆者には思われる。

(54) ある農業専従あつぎは言う。

部落内農家の委託地なら、自分は頭を下げてでも借り受けたい。ただ、部落内を見回わして、委託に出しそうな農家は七〇八戸だし、それを何戸かで受託する時、その受託面積はしれたものになるのだが、と。

他方、息子が他出し、自身も勤めに出るある世帯主は、次のように明快に割り切つてみせる。

以前に委託希望が少なかったのは、委託に出すと農地を取られる恐れがあったためです。しかし、農地法も改正されたことだし、今日委託に出すか否かは、条件次第です。自分の場合、現在の経営受託の配分取り決めが、委託者と受託者として四対六となっているが、

《ノート》 部落ぐるみ生産組織の構造と展開 (下)

これが六対四ぐらいの割であるのなら、委託に出して良い、と考えている。

(55) このグループ化構想が実現しなかった理由を⑧のあつぎは、一部専業農家の脱退によって組合における専業農家の主導権がかえって回復し、その必要性がなくなったから、と説明する。だが外部から見ると、どうもそうだとも言いきれない。

例えば、八〇年度において耕起等機械作業について組合員農家九戸が作業を組合に任せ、それを組合は一人のオペレーターに各三〇〜五〇アールずつ受けもたせている。それは農家間の作業依存関係の固定化という点では、グループ化構想の意図と合致するが、その内容は従来からの部落ぐるみ共同作業の枠内を出ず、いわゆる受委託関係とは未だ見れないのである。また、八〇年度は部落外からの経営受託面積を一ヘクタールへと若干拡大していつているが、その料金収入は、一部をオペレーター研修費へ振り向け還元する外は、残り全額を組合運営費に充当する予定でいる。その限りでは、七八年度以前と基本的には同じ部落ぐるみの運営が続けられている、と考えられるのである。

六 結 び

最後に、今後の課題を簡単に述べよう。

これまで、われわれは下六丁機械利用組合の構造と展開をたどることによって、(一)組合を組織として成立させる基本要件や、(二)そこに置かれる小農的ないし部落的原理の実態、(三)それに规定的作用をもつ農地の所有や農業生産力の性格、(四)組合運営をめぐり利害対抗する専兼階層間の動き、等の諸項目とその相互関係の輪郭がある程度明瞭にし得た。それらを、より一般的な表現で言い換えれば、組織とは経済面と社会面との交錯する場に成立し展開する、として良いだろう。

この経済面については、農業生産力自体の性格という領域と、それと社会面とを媒介する領域に分けられる。前者では、生産性、収益性、分業にもとづく作業能率等が問題とされ、後者では分配問題が重要と考えられた。だが、本稿においてこれら各項目およびその相互関係のたらいひたし検討は、未だなされていない。社会面については、本稿では部落ぐるみ生産組織の規制の形式、および規制の内容としての小農的ないし部落的原理の特徴を列記した。それら特有の社会的法則性とそれらにより織りなされる社会構造についての体系的検討は、今後に残されている。

次に、経済面と社会面とを媒介する働きをもつ分配問題について、農地所有や農業生産力との強い関連を指摘したが、その具体的メカニズムについては部分的に触れたにすぎない。組織

においては、経済、社会の両面がいかなる形でとりこまれ、統合されるのか、つまり組織成立の基本要件の総合的検討は、以上の諸点の解明の上に、再度検討されねばならない大きな課題である、と言えるだろう。(完)

〔後記〕

本調査にあたつて、農家各位、各機関には多忙の中種々のご協力をいただいた。まず、組合および農家調査に際しては、特に平山静夫氏、平山九州男氏、中牟田昇氏に、なにかとお世話をいただいた。また、神埼町役場、農業改良普及所神埼支所、神埼農協西郷支所、県庁農林部、九州大学農業計算教室(土屋圭造教授)、佐賀大学農業経営教室には種々の指導と便宜を図っていただいた。なお、本調査実施においては当所九州支所の各位、とりわけ前支所長佐藤賢三氏に種々の力添えをいただいた。以上を厚く御礼申し上げたい。

付図II 脱退農家の圃場

